伊藤敏安*

1. 趣 旨

ふるさと納税寄附金の人気が続くなか、同制度の実態や課題に関する実証的研究が増えている。その多くは受入額や返礼割合、いわば Donee の視点からの研究である。これに比べると、寄附そのもの、いわば Donor の視点からの研究はあまり多くない。後者には個人または世帯を対象とするアプローチが必要であろうが、市区町村単位で集計されたデータによる分析も考えられる。

どのような属性の市区町村がふるさと納税をよく利用しているか、そのなかでもワンストップ特例制度の利用者はどのような市区町村で多いか、 寄附先からみるとどのような市区町村が利己的あるいは地域愛着的といえるか――。本稿では、これらの疑問を明らかにすることにより、ふるさと納税寄附金制度の改廃に関する基礎的資料を得ることを意図する。

以下,第2節で関連研究と研究方法を述べる。ふるさと納税寄附金の利用実態を把握するため,利用率(納税義務者数に対するふるさと納税利用者数の割合,課税対象所得に対するふるさと納税寄附金の割合),ふるさと納税志向率(都道府県・市区町村への寄附総額に占めるふるさと納税寄附金の割合),ヘビーユーザーにかかわる指標(ワンストップ特例制度利用率),地域アタッチメントにかかわる指標(ふるさと納税受入額に占める同一市区町村内からの寄附額の割合)などの指標を提案する。第3節で寄附

^{*} 広島修道大学

額に応じて市区町村をランク分けしたうえで、ふるさと納税の状況を概観する。第4節では寄附額ランク別に上掲の指標について分析・検討する。 第5節はまとめである。

2. 関連研究と研究方法

(1) 関連研究

本稿の主眼は、Donor の視点からふるさと納税寄附金の現状と課題について考察することである。寄附の動機にかかわる研究として、Yamamura et al. (2017)、西村ほか (2017)がある。前者は寄附額と返礼割合の関係から考察した分析であり、後者は市町村へのアンケート結果と財政データを組み合わせた分析である。これらは利己的・利他的動機の両面から検討しているのに対し、武者 (2019)と宮本・宮野 (2019)は、いわば利己的動機に着目している。

高橋ほか(2019),上野(2021)は、個人へのアンケート調査結果をもとに、それぞれ互酬性意識と地域活動の観点から分析している。いずれもふるさと納税と一般の寄附を比較している点で共通している。

本稿の趣旨に近いのは木村(2021)である。木村(2021)は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」を用いて、市町村の属性とふるさと納税の受入または寄附の状況を分析している。これによると、転出者数と寄附額には関係がないこと、人口1人当たり個人住民税所得割額が高い市町村ではふるさと納税に伴う控除利用者割合は多くても寄附額が多いとまではいえないこと、人口1人当たり個人住民税所得割額が低い市町村で受入額が多いとはいえないことなどを指摘している。その結果、「自治体を単位としてみれば豊かな自治体ほど得をする逆進的な制度ではないものの、個人単位でみれば豊かな者ほど得をする制度に留まっているということは、豊かな自治体ほど控除される者が多い」ことが示唆されるとしている。

なお,木村(2021)は、これらの分析に際して、人口1人当たりなどではなく、実数を用いている。

(2) \vec{r} - \vec{s}

総務省「ふるさと納税に関する現況調査」は、着地ベースの「受入額の 実績等」と発地ベースの「住民税控除額の実績等」から構成される。

ふるさと納税寄附金の対象と金額は大規模災害などによって変動するだけでなく、いわゆる返礼品競争に影響されることが予想される。そのため本稿では「受入額の実績等」については2018~2020年度、「住民税控除額の実績等」については2019~2021年度のそれぞれ3ヵ年平均を用いる。前者は110~1001日~3月31日における寄附の受入を対象とし、後者は110~1001日~12月31日における寄附に基づいて110~101日 日時点での控除の状況を集計したものである。両者には対象期間のずれがあり、金額は必ずしも一致しないが、以下では着地統計の110~100100~110~10100~110~1010~110~10100~110~10100~110~10100~110~10100~110~1010~110~10

財政関係については、総務省「市町村別決算状況調」の2018~2020年度の3ヵ年平均を使用する。市町村民税関係については、総務省「市町村税課税状況等の調」の2018~2020年度の3ヵ年平均を用いる。人口、65歳以上人口比率、平均年齢は¹⁾、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の2020年1月1日現在であり、人口変化率は2015年1月1日現在からの変化をみたものである。

前掲の木村(2021)は、東京特別区については人口1人当たり個人住民 税所得割額が突出して高いため、分析対象から除外している。本稿では、 東京特別区を含む1,741市区町村を対象とする。人口規模による格差を考慮 して、人口1人当たりなどに加工して比較する。

(3) 用 語

総務省の「受入額の実績等」(着地統計)と「住民税控除額の実績等」 (発地統計)を用いて、次のような指標を設定する。

¹⁾ 平均年齢は5歳階級別人口のそれぞれ中央値に基づく加重平均から計算。

①ふるさと納税利用率

発地統計におけるふるさと納税寄附金の利用者数(税額控除適用者数) と寄附額については、人口1人当たりでみるだけでなく、納税義務者(市 町村民税所得割)1人当たり利用者数、課税対象所得当たり寄附額をみる ことで、利用実態をより的確に把握することができると考えられる。

ふるさと納税利用率 1 = ふるさと納税利用者数÷納税義務者数×100 ふるさと納税利用率 2 = ふるさと納税に係る寄附金÷課税対象所得× 1.000

②ふるさと納税志向率. ワンストップ特例制度利用率

発地統計でいう寄附金は、都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金の合計(a)である。都道府県・市区町村に対する寄附金のうち数としてふるさと納税に係る寄附金(b)が集計されている。ここではb÷aを「ふるさと納税志向率」とする。ふるさと納税寄附金に伴う所得控除と税額控除は、従来の都道府県・市区町村への寄附金制度に比べて優遇されていることから²⁾、ふるさと納税志向率は、そのよ

²⁾ 年収700万円、所得税の限界税率20%のA氏が都道府県・市区町村に3万円の 寄附をしたとする。住所地の市区町村に申告をした場合、寄附額から2,000円を引いた額に対して個人住民税の10%(A氏の例では2,800円)が控除される。税務署 に確定申告をした場合は、寄附額から2,000円を引いた額(同2万8,000円)が所得税の課税所得から控除される。A氏がふるさと納税を利用した場合は、①寄附額から2,000円を引いた額(同2,800円)に対して個人住民税の10%が基本分として控除されるだけでなく、さらに③寄附額から2,000円を引いた額×(100%-基本分10%-所得税率)により計算される額(同1万9,600円)が個人住民税から特例分として控除される。もしA氏がふるさと納税の「ワンストップ特例制度」(5団体以内)を利用すれば、確定申告をする必要がなくなり、①+②+③の合計と同額(同2万8,000円)が個人住民税から控除される。

なお、ふるさと納税に係る寄附額には限度が定められており、所得税控除の対象は総所得金額等の40%、個人住民税(基本分)控除の対象は同30%を上限とす

うな意図ではない寄附者も含まれるであろうにせよ, どちらかといえば利 己的な要因にかかわる指標と考えられる。

ふるさと納税志向率=ふるさと納税に係る寄附金÷都道府県・市区町 村等に対する寄附金合計×100

発地統計ではワンストップ特例制度適用分(c)が集計されている。これは寄附先が5団体以内であれば、確定申告をせずに個人住民税からの控除が適用される制度を利用したものである。ふるさと納税に係る寄附金(b)のうち特例制度を利用したもの、つまり \mathbf{c} + \mathbf{b} を「ワンストップ特例制度利用率」とする。これも主として利己的要因にかかわる指標であり、しかもいわばヘビーユーザーに関係する指標と考えられる。

ワンストップ特例制度利用率=ワンストップ特例制度適用分÷ふるさと納税に係る寄附金×100

③地域内受入比率

着地統計では受け入れた寄附額(d)とそのうち市区町村外からの寄附額(e)が集計されている。d-eを「地域内受入額」(f)とし、 $f \div d$ を「地域内受入比率」とする。これは住所地へのアタッチメントにかかわる指標とみなせよう。

地域内受入額=受け入れた寄附額-うち市区町村外からの寄附額 地域内受入比率=地域内受入額÷受け入れた寄附額×100

④地域外選好, 地域外選好率

発地統計でいうふるさと納税に係る寄附金(b)から着地統計でいう地域内受入額(f)を引いた額、つまりb-fを「地域外選好額」、割合を「地域外選好率」とする。これは、主として利己的な要因にかかわるか、ある

る。また、個人住民税控除の特例分については、所得割額の20%を限度とする(脚注8を参照)。

いは住所地へのアタッチメントの弱さにかかわる指標と考えられる。その 一方、寄附先へのコミットメントにかかわる指標としても解釈できるかも しれない。

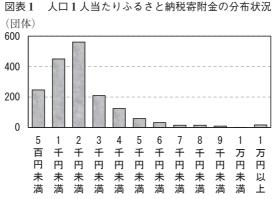
地域外選好額=ふるさと納税に係る寄附金-地域内受入額 地域外選好率=地域外選好額÷ふるさと納税に係る寄附金×100

3. ふるさと納税寄附金の概況

(1) 寄附の状況

1,741市区町村における発地ベースのふるさと納税寄附額は、2018年度には合計で4,576億円であった。返礼割合規制が導入された2019年度には4,693億円(前年度比2.6%増)の微増にとどまったものの、新型コロナ禍に見舞われた2020年度には大幅に増加して5,885億円(同25.4%増)になった。3ヵ年平均では5,051億円、人口1人当たりでは1,900円(算術平均,100円未満四捨五入)である。

図表1は、人口1人当たり寄附額の度数分布をみたものである。伊藤 (2021) で示されているように、人口1人当たり受入額の度数分布はべき分



(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「住民 税控除額の実績等 | 2019~2021年度平均から作成。

6 (6)

布をしているが、人口 1 人当たり寄附額についても同じようにべき分布の形状をしている。500円未満247団体、1,000円未満450団体、2,000円未満561団体であり、2,000円未満が合計で全体の72.2%を占める。その一方、5,000円以上は89団体、うち 1 万円以上は17団体である。この17団体のうち12団体は東京特別区である30。3 ヵ年を通じて寄附額がゼロであるのは長野県平谷村だけである。

図表 2 は、人口 1 人当たり寄附額のランク別に市区町村の主要な属性と 財政指標を比較したものである。これから次の点が指摘される⁴⁾。

- ・人口1人当たり寄附額は人口規模におおむね比例している。寄附額5,000 円以上の団体の平均人口は約39万人であるのに対し、同500円未満の団体 の平均人口は8,000人に満たない。寄附額5,000円以上の団体の44%は大 都市(政令指定都市、中核市、施行時特例市、東京特別区)から構成さ れる。
- ・寄附額が少ないほど人口が小規模であり、人口減少率が大きく、65歳以上人口比率と平均年齢が高い傾向にある。500円未満の団体と5,000円以上の団体とでは、65歳以上人口比率で18ポイントの開きがあり、平均年齢では10歳近い差がある。
- 3) 人口1人当たり寄附額が多いのは、千代田区4万4,100円、港区3万9,800円、 渋谷区3万1,400円、中央区2万7,800円、目黒区2万600円、文京区1万9,200円、 山梨県忍野村1万7,200円、芦屋市1万7,000円、新宿区1万5,400円、品川区1万 5,000円、世田谷区1万4,400円、武蔵野市1万3,500円などである。
- 4) 1,741市区町村のうち大都市(政令指定都市,中核市,施行時特例市,東京特別区)は128団体である。「平成の大合併」を経験した市町村は590団体である。特定被災地市町村とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体および同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の227市町村である(平成24年2月22日改正)。防衛施設・国有施設立地市町村とは、国有提供施設等所在市町村交付金または国庫支出金のうち特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付されている304市町村である(2020年度)。電源立地市町村とは、国庫支出金のうち電源立地地域対策交付金または都道府県支出金のうち国庫財源を伴う電源立地地域対策交付金を交付されている587市町村をいう(同)。

修道法学 45卷 1号

図表 2 寄附額ランク別にみた市区町村の主要属性

| | 対象数 | 2020年人 口(千人) | 人口変化率 (%) | 65歳以上人口比率(%) | 平均年齢 (歳) |
|--------------|-------|-----------------|-----------|--------------|----------|
| 500円未満 | 247 | 8 - | -9.4 - | 41.9 + | 54.4 + |
| 500~1,000円 | 450 | 19 – | -7.5 - | 37.9 + | 52.0 + |
| 1,000~2,000円 | 561 | 44 - | -4.6 | 33.1 - | 49.3 - |
| 2,000~3,000円 | 210 | 110 + | -1.6 + | 29.0 - | 47.0 - |
| 3,000~4,000円 | 125 | 192 + | -0.2 + | 27.1 - | 46.0 - |
| 4,000~5,000円 | 59 | 178 + | 1.3 + | 26.0 - | 45.4 - |
| 5,000円以上 | 89 | 389 + | 3.4 + | 23.6 - | 44.6 - |
| 全 体 | 1,741 | 73 | -4.7 | 33.9 | 49.8 |

| | 大都市 | 市町村 合併 | 特定被災地 | 防衛施設·国 有施設立地 | 電源立地 |
|--------------|--------|-----------|--------|-----------------|--------|
| 500円未満 | _ | 0.19 - | 0.17 | 0.11 - | 0.48 + |
| 500~1,000円 | _ | 0.42 + | 0.18 + | 0.12 - | 0.40 + |
| 1,000~2,000円 | 0.02 - | 0.41 + | 0.12 | 0.19 | 0.38 |
| 2,000~3,000円 | 0.13 | 0.36 | 0.10 | 0.23 | 0.23 - |
| 3,000~4,000円 | 0.29 + | 0.25 | 0.03 - | 0.25 | 0.15 - |
| 4,000~5,000円 | 0.22 + | 0.19 - | 0.10 | 0.24 | 0.03 - |
| 5,000円以上 | 0.44 + | 0.10 - | 0.07 | 0.20 | 0.04 - |
| 全体 | 0.07 | 0.34 | 0.13 | 0.17 | 0.34 |

| | 経常収支 比率(%) | 公債費 負担比率 (%) | 財政力指数 (指数) | 人口1人当た り地方債現在 高(千円) | 人口1人当た り積立金現在 高(千円) |
|--------------|---------------|--------------------|------------|---------------------------|---------------------------|
| 500円未満 | 88.8 - | 14.3 + | 0.23 - | 1,245 + | 896 + |
| 500~1,000円 | 90.1 | 14.6 + | 0.34 - | 880 + | 509 + |
| 1,000~2,000円 | 90.8 | 13.6 | 0.53 + | 609 - | 317 - |
| 2,000~3,000円 | 91.6 + | 12.8 | 0.72 + | 453 - | 176 – |
| 3,000~4,000円 | 91.3 | 11.3 - | 0.84 + | 346 - | 155 - |
| 4,000~5,000円 | 90.8 | 10.3 - | 0.85 + | 321 - | 144 - |
| 5,000円以上 | 89.0 | 8.7 - | 0.73 + | 318 - | 168 - |
| 全 体 | 90.4 | 13.3 | 0.50 | 707 | 407 |

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均、同「市町村別決算状況調」2018~2020年度平均、同「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」2015年1月1日現在、2020年1月1日現在から作成。
 - 2. 市町村合併, 特定被災地, 防衛施設・国有施設立地, 電源立地はダミー変数。用語の説明は脚注 4 を参照。
 - 3. 算術平均。符号は全体平均との差に関する検定結果(1%水準)。以下 同じ。

- ・寄附額500円未満と1,000円未満の団体では、東日本大震災にかかわる特定被災地が20%近くを占めるほか、電源立地市町村の割合が40~50%と有意に高い。
- ・一般に人口規模と財政状況には相関がみられるが、図表2についても、 寄附額が多い市区町村では公債費負担比率が低く、財政力指数が高く なっている。
- ・人口1人当たり寄附額が500円未満と1,000円未満の団体では、後述のように人口1人当たり受入額が多い。これらの団体において人口1人当たり積立金現在高が多いのは、受け入れた寄附金を特定目的基金として積み立てていることが考えられる⁵⁾。
- ・ふるさと納税寄附金制度の当初の理念は、「今は都会に住んでいても、自分を育んでくれた"ふるさと"に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というものであり、ふるさとには、生まれ故郷のほか、「お世話になった地域」「これから応援したい地域」を含むとされる⁶⁾。人口規模が大きく財政が相対的に安定した団体において人口1人当たり寄附額が多いことに加え、次項でみるように寄附額の少ない団体では受入額が多い傾向にあることは、ひとまずはこの理念に適っていると解釈してよいかもしれない。

(2) 受入額と寄附額

人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額は逆の関係にあると予想される。実際,1,741市区町村全体に関する両者の相関係数は-0.068(対象数が多いので,1%水準で有意),Spearmanの順位相関係数は-0.434

⁵⁾ 伊藤(2020) は、人口1人当たり受入額が突出した90市町村を対象に地域属性や財政状況を分析している。これによると2014~2017年度における特定目的基金現在高の変化率は、市町村平均(東京特別区を含まない)では2.1%増であったが、突出群では61.4%増であった。

⁶⁾ ふるさと納税研究会「ふるさと納税研究会報告書」2007年10月,総務省「ふるさと納税ポータルサイト」を参照。

(1%水準で有意)であり、負の相関がみられる。

図表3は、寄附額ランク別に両者の関係をみたものである。寄附額がより多い団体では受入額がより少なく、寄附額がより少ない団体では受入額がより多い関係にあることが明瞭にみてとれる。人口1人当たり寄附額5,000円以上の市区町村には同1万円以上の団体が含まれて平均を押し上げているため、5,000円未満の市区町村とのあいだに懸隔が生じている。

人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体は、総人口の27.2%であるが、ふるさと納税の寄附額全体では53.8%を占める。その半面、受入額全体では2.4%にすぎない。一方、500円未満と1,000円未満の団体を合計すると、総人口の8.3%、寄附額全体の1.4%にすぎないものの、受入額では全体の31.7%を占めている7)。

人口1人当たり受入額(千円)
40

20
10
0
2
4
6
8
10
人口1人当たり寄附額(千円)

図表3 寄附額ランク別にみた寄附額と受入額の関係

(注)総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均から作成。

⁷⁾ 人口 1 人当たり受入額の側からみると, 5万円以上の138団体(うち10万円以上57団体)のシェアは人口では全体の1.5%(同1.5%), 寄附額では0.6%(同0.2%)であるが、受入額では41.8%(同26.6%)を占める。

(3) 地域所得と寄附額

人口1人当たりでみた寄附額の大小は、市区町村の所得水準に関係していることが予想される。実際、人口1人当たり寄附額が5,000円以上の89団体は総人口の27.2%であるが、課税対象所得ではその1.3倍の35.6%を占めている。寄附額ランク別に人口1人当たり課税対象所得の平均をみると、500円未満で93万円、1,000円未満で107万円、2,000円未満で125万円としだいに高くなり、5,000円未満で170万円、5,000円以上では218万円である。500円未満の団体と5,000円以上の団体とでは2.3倍の開きがみられる。

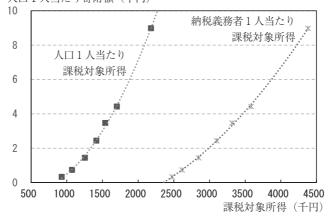
また,人口100人当たり納税義務者数の平均は,人口1人当たり寄附額500円未満では37.4人であるが,1,000円未満41.0人,2,000円未満44.0人,3,000円未満45.6人,4,000円未満46.4人,5,000円未満47.4人と順次上昇し,5,000円以上ではほぼ半数の49.1人である。5,000円以上の団体においては,人口100人当たり納税義務者数が最も多く,人口1人当たり課税対象所得が突出して高い。

1,741市区町村全体についてみると、人口1人当たり課税対象所得と人口1人当たり寄附額の相関係数は0.893と高く、納税義務者1人当たり課税対象所得と人口1人当たり寄附額の相関係数は0.916とさらに高くなっている。これらのことから、高所得地域においてふるさと納税への関心が高いことは明らかである。

これを寄附額ランク別にみたのが図表 4 である。人口 1 人当たり課税対象所得と人口 1 人当たり寄附額の関係、納税義務者 1 人当たり課税対象所得と人口 1 人当たり寄附額の関係は、それぞれ漸増的な曲線を描いていることが分かる。これは、高所得層ほどふるさと納税寄附金の上限が高く設定されていることに対応している8)。

⁸⁾ 会社員の夫と専業主婦の2人世帯を例にして、ふるさと納税寄附金の上限を総所得の規模別にみると、400万円で3万3,000円(総所得の0.8%)、600万円で6万9,000円(同1.2%)、800万円で12万円(同1.5%)、1,000万円で17万1,000円(同1.7%)、1,500万円で39万5,000円(同2.6%)、2,000万円で56万9,000円(同

図表 4 寄附額ランク別にみた課税対象所得と寄附額の関係 人口1人当たり寄附額(千円)



(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均、総務省「市町村税課税状況等の調」の2018~2020年度平均から作成。

1,741市区町村全体でみると、人口1人当たり課税対象所得のジニ係数は0.138 (Herfindahl-Hirschman 指数は6.2%)、納税義務者1人当たり課税対象所得のジニ係数は0.086 (同6.0%)であり、それぞれ比較的軽微な水準に収まっている。ところが、人口1人当たり寄附額のジニ係数は0.476 (同16.0%)に拡大し、人口1人当たり受入額のジニ係数は0.801 (同114.8%)にさらに拡大している。地域所得のばらつきより寄附額のばらつきが大きく、寄附額のばらつきより受入額のばらつきが大きい。受入額における市町村間の格差は、返礼品競争に関係しているであろうことは想像にかたくない⁹⁾。

^{2.8%), 2,500}万円で85万5,000円(同3.4%)になる(総務省「ふるさと納税ポータルサイト」を参照)。

^{9) 2017~2019}年度における人口 1 人当たり受入額の状況については伊藤 (2021) を参照。

4. 寄附額ランク別にみたふるさと納税の実態

(1) ふるさと納税の利用率

図表5は、納税義務者に占めるふるさと納税利用者の割合(利用率1)、 課税対象所得に対するふるさと納税寄附金の割合(利用率2、千分比)の ほか、納税義務者1人当たり寄附額、発地ベースにおける寄附者1人当た り寄附額、着地ベースにおける1件当たり受入額をみたものである¹⁰⁾。こ れから以下のことが指摘される。

・納税義務者のうちふるさと納税の利用者数は,市区町村全体の算術平均で4.3%である(合計値では5,888万人のうち451万人,7.7%)。人口1人当たり寄附額500円未満の団体では1.5%,1,000円未満の団体では2.4%にすぎないが、3,000円未満の団体で5%を超え、5,000円未満の団体で10%近くになり、5,000円以上の団体では12.7%である(合計値では

| | 納税義 に占め 寄附者 (%) | る | 課税対 所得に める寄 額(% | 占附 | 納税義和 1人当为 寄附和 (千円 | にり | 寄附者 1 当たり 寄附額 (千円 |) 頁 | 寄附 1 当たり 受入客 (千円 |) 頁 |
|--------------|--------------------------|---|--------------------------|----|----------------------------|----|----------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 500円未満 | 1.5 | _ | 0.4 | _ | 0.9 | _ | 61.4 | _ | 32.3 | |
| 500~1,000円 | 2.4 | - | 0.7 | - | 1.8 | _ | 78.5 | - | 28.4 | _ |
| 1,000~2,000円 | 3.8 | - | 1.2 | _ | 3.3 | - | 89.2 | | 33.7 | |
| 2,000~3,000円 | 5.8 | + | 1.7 | + | 5.4 | + | 95.5 | + | 37.5 | |
| 3,000~4,000円 | 7.7 | + | 2.3 | + | 7.5 | + | 99.5 | + | 41.0 | |
| 4,000~5,000円 | 9.1 | + | 2.6 | + | 9.4 | + | 106.0 | + | 48.7 | |
| 5,000円以上 | 12.7 | + | 3.8 | + | 17.8 | + | 156.2 | + | 106.0 | + |
| 全 体 | 4.3 | | 1.3 | | 4.1 | | 88.0 | | 37.3 | |

図表 5 寄附額ランク別にみたふるさと納税寄附金の利用状況

- (注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020 年度平均,「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均,総務省「市町村 税状況等の調」の2018~2020年度から作成。
- 10) 着地統計では受入件数と受入額,発地統計では寄附者数と寄附額と控除額が集計されている。

- 1,706万人のうち209万人, 12.3%)。利用率が15%を超える市区町村は14 団体あるが, うち10団体は東京特別区である。千代田区27.5%, 中央区 25.3%、港区21.8%、文京区20.1%では20%を超えている。
- ・人口1人当たり寄附額5,000円以上の団体のシェアは人口では27.2%,課税対象所得では35.6%であるが、ふるさと納税の寄附額では53.9%を占めている(図表7を参照)。その結果、課税対象所得に占める寄附額の割合は、市区町村全体では1.3%にすぎないのに対し、人口1人当たり寄附額5,000円以上の団体では3.8%であり、500円未満の団体の2.5倍である。利用率が5%を超える市区町村は12団体、うち9団体は東京特別区である。千代田区7.4%と中央区7.2%では7%を超えている。
- ・納税義務者1人当たりふるさと納税寄附額は,市区町村全体の平均では4,100円(人口1人当たりでは1,900円)であるが,人口1人当たり寄附額500円未満の団体で900円(同300円),1,000円未満で1,800円(同700円),2,000円未満で3,300円(同1,400円),3,000円未満で5,400円(同2,400円),4,000円未満で7,500円(同3,500円),5,000円未満では9,400円(同4,400円),そして5,000円以上では1万7,800円(同9,000円)に順次増えている。
- ・当然, 寄附額ランクが上昇するにつれて寄附者1人当たり寄附額は増大する。人口1人当たり寄附額が500円未満の団体では6万円台であるが, 2,000円以上の団体になると9万円台となり, 4,000円以上の団体で10万円を超え, 5,000円以上の団体では15万6,200円になっている。
- ・一方、着地ベースにおける1件当たり受入額について、発地ベースにおける人口1人当たり寄附額の側からみると、寄附額500円未満の団体から4,000円未満の団体まで、1件当たり受入額は3万円前後から4万円前後であり、寄附額が大きくなるにつれて少しずつ大きくなっている(500円未満の団体は例外)。寄附額が3,000円を超えると4万円台に上昇し、5,000円以上の団体では10万6,000円である。5,000円以上の団体については着地ベースの受入額も多いことから、地域内への寄附が少なくないこ

伊藤:ふるさと納税の利用に熱心なのはどんな市区町村か? とを示唆している。このことについてはあらためて取り上げる。

(2) ふるさと納税志向率、ワンストップ特例制度利用率

地方財政の歳入科目(款)の1つに寄附金がある¹¹⁾。その寄附金に対するふるさと納税寄附金の割合を市区町村全体の合計値でみると、制度が生まれた2008年度から2013年度には10%台であり、既存制度のもとでの寄附が圧倒的に多かった。しかし、ふるさと納税の人気の高まりに伴って2014年度に46.4%に上昇した。さらにワンストップ特例制度が導入された2015年度には77.4%に拡大し、2017年度以降は90%前後で推移している。

一方、本稿で扱う発地統計では、都道府県・市区町村や日本赤十字社支部に対する寄附金総額とともに、うち数としてふるさと納税寄附金とワンストップ特例制度の利用状況が集計されている¹²⁾。このうち入力ミス等とみられる団体を除いた1,705市区町村全体の合計値でみると、ふるさと納税志向率は利用人数で96.8%(算術平均は90.8%)、寄附額で93.7%(同91.0%)に達している。ふるさと納税以外の寄附金は、利用人数でも寄附額でもそれぞれ10%に満たない。ふるさと納税による寄附が従来の都道府県・市町村等への寄附を駆逐したかたちになっている。

ふるさと納税寄附金のうちワンストップ特例制度利用率は、利用人数では45.1%(同42.2%)であるが、寄附額では24.9%(同26.2%)である。 図表6は、寄附額ランク別にふるさと納税の寄附者1人当たり寄附額、 ふるさと納税志向率、ワンストップ特例利用率をみたものである(算術平均)。これから以下のことが指摘される。

- 11) ここでいう寄附金は、総務省「市町村別決算状況調」による。同統計では2018 年度から寄附金の内訳として、ふるさと納税、地方創生応援税制に係る寄附金、その他が集計されている。
- 12) 2018~2020年度の3ヵ年平均でみると、寄附金全体の利用人数または寄附額よりふるさと納税寄附金の利用人数または寄附額が多い市区町村が36団体ある。おそらくは入力ミスとみられる。本項では、これらの団体を除いた1,705市区町村を対象とする。1,741市区町村全体に対する除外市町村の割合は、利用人数でも寄附額でもそれぞれ0.2~0.3%である。

修道法学 45卷 1号

| 図表 6 寄附額ランク別にみたふるさと納税の利用状況 | 図表 6 | 寄附額ラ | ンク別にみた. | ふるさ | と納税の利用状況 |
|----------------------------|------|------|---------|-----|----------|
|----------------------------|------|------|---------|-----|----------|

| | 寄附者1人当たり 寄附額 | | ふるさ 志向 | | ワンストップ 特例制度利用率 | | |
|--------------|--------------------|--------------------------|-----------|------------|-------------------|------------|--|
| | ふるさと 納税 (千円) | ワンス トップ 特例 (千円) | 人数(%) | 寄附額 (%) | 人数(%) | 寄附額 (%) | |
| 500円未満 | 61.5 - | 41.0 - | 81.7 - | 81.9 - | 39.1 - | 29.6 + | |
| 500~1,000円 | 78.3 - | 45.1 - | 87.2 - | 88.1 - | 39.7 - | 24.6 - | |
| 1,000~2,000円 | 89.3 | 49.6 | 92.4 + | 92.7 + | 42.9 | 25.1 - | |
| 2,000~3,000円 | 95.1 + | 55.0 + | 96.1 + | 95.9 + | 45.1 + | 27.4 | |
| 3,000~4,000円 | 98.6 + | 58.2 + | 97.0 + | 96.4 + | 46.5 + | 28.3 + | |
| 4,000~5,000円 | 106.1 + | 62.5 + | 97.5 + | 97.5 + | 45.6 + | 28.2 | |
| 5,000円以上 | 134.6 + | 69.6 + | 97.2 + | 96.1 + | 43.0 | 24.5 | |
| 全 体 | 86.8 | 50.0 | 90.8 | 91.0 | 42.2 | 26.2 | |

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~ 2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均から作成。
 - 2. ふるさと納税寄附金の人数または寄附額が寄附金総額の人数または寄附額より多い団体を除く1,705市区町村を対象。対象数は図表9を参照。
- ・人数ベースのふるさと納税志向率は、寄附額ランクに対応して高くなっている。人口1人当たり寄附額が500円未満と1,000円未満の団体では90%未満だが、1,000円を超えると90%台になり、3,000円を超えると97%台になっている。
- ・金額ベースのふるさと納税志向率は、500円未満と1,000円未満の団体ではやはり90%未満だが、1,000円を超えると90%台になり、4,000~5,000円の団体で最も高い97.5%になる。寄附額が500円未満と1,000円未満の団体では、都道府県・市区町村や日本赤十字社支部への寄附金が相対的に多いとみられる。
- ・ワンストップ特例制度利用率については、人数ベース・金額ベースのいずれでみても人口1人当たり寄附額が3,000~5,000円の団体で高くなっている。金額ベースに限れば、500円未満の団体が29.6%で最も高い。金額ベースの利用率はどのランクでも25%前後から30%弱の範囲にあるが、

いずれのランクでも金額ベースの利用率が人数ベースの利用率を下回っており、全体平均では16ポイントの開きがある。

- ・金額ベースのワンストップ特例利用率が低いのは、5つ以下の複数団体に対する小口の寄附が多いことを示唆している。実際、寄附者1人当たり寄附額で単価をみてみると、寄附金総額については8万9,700円、ふるさと納税については8万6,800円であるが、ワンストップ特例制度については5万円である。1,705市区町村を対象に単価のジニ係数をみると、寄附金総額については0.199(Herfindahl-Hirschman 指数は8.3%)、ふるさと納税については0.168(同6.6%)であるが、ワンストップ特例制度については0.119(同6.2%)であり、バラツキが最も小さい。
- ・人口1人当たりふるさと納税寄附金と金額ベースのふるさと納税志向率の相関係数は0.197 (1%水準で有意)である。つまり、ふるさと納税寄附金の額が大きいと、寄附金総額に占めるふるさと納税志向率が高くなっている。ところが、人口1人当たりふるさと納税寄附金と金額ベースのワンストップ特例制度利用率の相関係数は-0.059 (5%水準で有意)であり、弱い負の相関がみられる。このことは、ワンストップ特例制度の利用と寄附額の多寡には関係がないことを示唆している¹³⁾。

上述のとおり、人口1人当たり寄附額が500円未満と1,000円未満の団体においてふるさと納税以外への寄附が相対的に多い。また、3,000~5,000円の団体ではワンストップ特例制度利用率が高い。これらの背景を検討するため、図表7をみてみよう。これは寄附金総額、ふるさと納税寄附金、ワンストップ特例制度の利用について、人数ベースと金額ベースの両方から寄附額ランク別の構成比をみたものである。

- ・人口1人当たり寄附額が500円未満と1,000円未満の団体を合計して全体
- 13) 着地統計と発地統計とでは、ワンストップ特例制度の利用状況が必ずしも一致しない。2020年度について都道府県・市区町村合計でみると、着地統計ではふるさと納税受入額の26.9%、受入件数の28.8%がワンストップ特例制度を利用している。発地統計では個人住民税控除額の35.6%、控除適用者数の49.0%が利用している。

図表7 寄附額ランク別構成比

(%)

| | 寄附金 | 企総額 | ふるさ 寄M | | ワンストップ 特例利用 | | |
|--------------|-------|------------|-----------|-------|----------------|-------|--|
| | 人数 | 寄附額 | 人数 | 寄附額 | 人数 | 寄附額 | |
| 500円未満 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | |
| 500~1,000円 | 2.0 | 1.5 | 1.9 | 1.3 | 1.8 | 1.3 | |
| 1,000~2,000円 | 9.5 | 7.7 | 9.2 | 7.3 | 9.2 | 7.4 | |
| 2,000~3,000円 | 13.1 | 11.1 | 13.1 | 11.2 | 13.4 | 12.1 | |
| 3,000~4,000円 | 18.8 | 16.7 | 18.9 | 16.9 | 19.4 | 18.2 | |
| 4,000~5,000円 | 10.1 | 8.8 | 10.2 | 9.2 | 10.8 | 11.0 | |
| 5,000円以上 | 46.2 | 53.9 | 46.4 | 53.9 | 45.2 | 49.9 | |
| 全 体 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~ 2020年度平均,「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均から作成。
 - 2. ふるさと納税寄附金の人数または寄附額が寄附金総額の人数または寄附額より多い団体を除く1.705市区町村を対象。

に対するシェアをみると、ふるさと納税寄附金については人数で2.12%、金額で1.44%であるが、寄附金総額についてはそれぞれ2.32%、1.65%である。わずかとはいえ、後者、つまりふるさと納税以外への寄附が相対的に多い。

- ・人口1人当たり寄附額が4,000円未満と5,000円未満の団体を合計して全体に対するシェアをみると、人数ベースでは寄附金全体の42.0%(金額ベースでは36.7%)であるが、ふるさと納税寄附金については42.2%(同37.3%)、ワンストップ特例制度利用率については43.6%(同41.3%)である。いずれについても寄附金総額よりふるさと納税寄附金の、ふるさと納税寄附金よりワンストップ特例制度利用の構成比がそれぞれ高くなっている。
- ・人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体の構成比は、ふるさと納税寄 附金については人数ベースで46.4%、金額ベースで53.9%であり、人口 のシェア27.2%に比べてほぼ2倍かそれ以上を占めている。ところが、

ワンストップ特例制度の利用については人数ベースで45.2%,金額ベースで49.9%であり、いずれもふるさと納税の構成比を少し下回っており、利用率は相対的に低いことが分かる。

(3) 地域内受入比率

発地ベースでみた人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体は、人口では27.2%を占めるが、着地ベースの受入額では2.4%にすぎない。他方、寄附額500円未満と1,000円未満の団体を合計すると、総人口の8.3%、寄附額全体の1.4%にすぎないものの、受入額全体の31.7%を占めている。これは当該市区町村への内外からの寄附を合計でみたものである。これに対し、図表8は地域内からの寄附と地域外からの寄附を区分して、発地ベースからみたものである。これから以下のことが指摘される。

・地域内受入比率を1,741市区町村全体の算術平均でみると,件数では3.8%(合計値では2,691万件のうち36万件,1.3%),金額では5.8%(同5,495億円のうち107億円,2.0%)である。地域外からの寄附の受入が圧倒的に多い。

| 四北 0 | 町門報ファブ州にWた地域内がカラップ人間の水池 | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------|--------|------------|-------------|-------------|--|--|--|--|
| | 地域内包 | 受入比率 | 寄附1件当たり受入額 | | | | | | |
| | 件 数 (%) | | | 地域外 (千円) | 地域内 (千円) | | | | |
| 500円未満 | 2.9 | 2.8 - | 32.3 | 32.4 | 338.5 | | | | |
| 500~1,000円 | 2.5 - | 3.5 - | 28.4 - | 27.8 - | 172.7 | | | | |
| 1,000~2,000円 | 2.1 - | 3.5 - | 33.7 | 32.5 | 182.8 | | | | |
| 2,000~3,000円 | 3.3 | 4.8 | 37.5 | 41.4 | 223.6 | | | | |
| 3,000~4,000円 | 6.1 | 10.8 + | 41.0 | 35.2 | 186.0 | | | | |
| 4,000~5,000円 | 5.6 | 15.3 + | 48.7 | 39.3 | 346.0 | | | | |
| 5,000円以上 | 21.1 + | 28.8 + | 106.0 + | 102.8 + | 151.8 | | | | |
| 全 体 | 3.8 | 5.8 | 37.3 | 36.3 | 208.7 | | | | |

図表 8 寄附額ランク別にみた地域内外からの受入額の状況

⁽注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020 年度平均,「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均から作成。

- ・一方, 発地ベースの人口1人当たり寄附額が3,000円を超える団体では, 地域内受入比率は件数ベースで5~6%, 金額ベースで10%台に上昇す る。なかでも寄附額が5,000円以上の団体では件数の21.1%, 金額の 28.8%は地域内からの寄附である。当該89団体の合計値でみると, 件数 37万8,268件のうち地域内は4万6,950件, 12.4%, 受入額131億円のうち 地域内は29億円, 22.3%である¹⁴。
- ・1件当たりの受入額を市区町村全体でみると、地域外からの受入については3万6,300円であるが、地域内からの受入についてはその6倍近い20万8,700円である。地域内受入比率は件数でも金額でも総数の4~6%であり、規模は小さいにもかかわらず、1件当たりの地域内受入額が大きい。これは「地域のために」という地域アタッチメントのあらわれとみてよいのではなかろうか。
- ・一方、地域外からの1件当たり受入額はおおむね3~4万円の範囲にあるが、人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体においては地域外からの受入額が10万円を超えている。図表3でみたように、これらの市区町村ではもともと受入額は少ない半面、地域内受入比率は比較的高い。そのなかで地域外から最も高い単価の寄附を受け入れていることは、「ゆかりのある地域のために」という非居住者による地域アタッチメントのあらわれとも考えられよう。

(4) 地域外選好率

前項は、着地ベースで地域内と地域外の受入状況をみたものである。本項で扱う「地域外選好率」は、発地ベースのふるさと納税寄附額から、着地ベースの地域内受入額を引いたものである¹⁵⁾。この意味での地域外選好

- 14) 人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体について金額ベースの地域内受入 比率をみると、江戸川区、調布市、狛江市で90%台、文京区、大田区、名古屋市、 刈谷市で80%台、市川市、世田谷区、練馬区、福岡市で70%台である。
- 15) 本項の対象は、寄附金全体の利用人数または寄附額よりふるさと納税寄附金の利用人数または寄附額が多い市区町村が36団体を除く1,705市区町村である(脚注

の額は、対象1,705市区町村の合計で4,929億円であり、寄附金総額の 91.5%に当たる。予想されるとおり、金額ベースの地域内受入比率と地域 外選好率の相関係数は-0.214(1%水準で有意)であり、負の相関がみら れる。

図表 9 は、寄附額ランク別に地域外選好の状況をみたものである。これから次の点が指摘される。

・人口1人当たり寄附額5,000円以上の団体のシェアは人口では27.2%であるが、地域外選好額については過半の54.5%を占めている。発地ベースにおける寄附額のシェアは53.8%であるので、これをわずかに上回る。その半面、前項から示唆されているとおり、地域外選好率は高くない。これは次のことからも明らかである。

| | | | 地域外選好額 | | | | | |
|--------------|-------|----------------|--------|---------------------|---|----------------------------|-------------------|--|
| | 対象数 | 実 数 (億円, %) | | 人口1人 当たり (千円) | | 納税義務 者1人 当たり (千円) | 地域外 選好率 (%) | |
| 500円未満 | 240 | 4 | 0.1 | 0.1 | _ | 0.2 - | 4.7 | |
| 500~1,000円 | 439 | 51 | 1.0 | 0.3 | - | 0.8 - | 46.5 | |
| 1,000~2,000円 | 551 | 338 | 6.8 | 1.3 | _ | 2.9 - | 87.7 + | |
| 2,000~3,000円 | 207 | 557 | 11.3 | 2.4 | + | 5.2 + | 96.7 + | |
| 3,000~4,000円 | 123 | 841 | 17.1 | 3.4 | + | 7.3 + | 97.4 + | |
| 4,000~5,000円 | 58 | 454 | 9.2 | 4.3 | + | 9.2 + | 97.8 + | |
| 5,000円以上 | 87 | 2,685 | 54.5 | 7.6 | + | 14.4 + | 76.3 | |
| 全 体 | 1,705 | 4,930 | 100.0 | 1.6 | | 3.4 | 67.0 | |

図表 9 寄附額ランク別にみた地域外選好の状況

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018~2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019~2021年度平均から作成。
 - 2. ふるさと納税寄附金の人数または寄附額が寄附金総額の人数または寄附額より多い団体を除く1.705市区町村を対象。

¹²を参照)。地域外選好の額は、除去前は4,944億円、除去後は4,929億円であり、 差は14億円 (0.3%) である。

- ・対象1,705市区町村に関する金額ベースの地域外選好率の算術平均は 67.0%である(合計値では5,036億円のうち4,929億円,97.9%)。1人当 たり寄附額2,000円以上から5,000円未満の団体では90%台後半であり, ほとんどが地域外向けである。ところが5,000円以上の団体では76.3%に とどまる¹⁶⁾。
- ・ふるさと納税寄附額より地域内受入額が大きいケースが少なくないため、 地域外選好率には負値が生じる。1,705市区町村全体では91団体(5.3%) が負値である。人口1人当たり寄附額2,000円以上の団体では合計しても 3団体(0.6%)にすぎないが、500円未満では43団体(17.9%)が負値 であり、1,000円未満と2,000円未満の団体でもそれぞれ数%みられる。
- ・人口1人当たり寄附額500円未満の団体の場合,発地ベースの寄附額は合計で7億609万円(全体の0.1%)であるのに対し,着地ベースの受入額は合計で475億円(同8.7%),うち地域内受入額は3億5,160万円(同3.3%)である。いずれも金額は小規模であるうえ、上述のように着地ベースの受入額が発地ベースの寄附額を超えている団体が少なくない¹⁷⁾。両者が相殺される結果、地域外選好率は小幅な4.7%にとどまっている。

5. ま と め

人口1人当たり受入額が多い団体では人口1人当たり寄附額は少なく, 人口1人当たり受入額が少ない団体では人口1人当たり寄附額は多い。そ のなかでも人口1人当たり寄附額5,000円以上の団体は,人口では全体の 27.2%,課税対象所得では35.6%,ふるさと納税寄附金の受入額では2.4% であるにもかかわらず,寄附額では53.8%を占めている。納税義務者1人

¹⁶⁾ 発地ベースの寄附額と着地ベースの受入額は同じではないため、100%から本項でいう地域外選好率を引いた値と前項でいう地域内受入比率は必ずしも一致しない。

¹⁷⁾ ふるさと納税寄附金の人数または寄附額が寄附金総額の人数または寄附額より 多い団体を含む1,741市区町村全体でみると、1人当たり寄附額500円未満の団体 の市外選好率は-42.0% (算術平均) になる。

当たりのふるさと納税利用率は12.7%、8人弱に1人の割合である。

これは一見すると高所得地域からそうでない地域への財源移転を示唆しており、ふるさと納税寄附金制度の当初の趣旨から好ましいようにみえるかもしれない。しかし、次のことに注意すべきである。

その1つは、伊藤(2022c)で試算しているように、ふるさと納税による地域間の財源移動に伴って、逆に市区町村の格差が拡大している可能性があることである 18 。

もう1つは、ふるさと納税による地方交付税への影響である。ふるさと 納税に伴う所得税からの控除は、地方交付税の原資を減少させる。これは 高所得地域に該当するのに対し、個人住民税からの控除に伴う地方税減収 に対する地方交付税措置は、地方交付税の不交付団体を除くすべての市町 村に該当する。本稿でも示唆されるように、高所得地域においてはふるさ と納税利用率が相対的に高い。一方、多くの市町村にとっては、ふるさと 納税寄附金を集めても基準財政収入額に計上されないどころか、寄附に伴 う控除については地方交付税で補填してもらえるため、ふるさと納税寄附 金の獲得に一段と熱が入る。

このようにして、ふるさと納税が活発化すれば活発化するほど、地方交付税は毀損されてしまう。伊藤(2022a)によると、2019年度の場合、ふるさと納税による地方交付税への影響額は合計で2,334億円と見込まれる。その内訳は、所得税からの控除による地方交付税原資への影響額が517億円、個人住民税からの控除による道府県・市町村税の減収に対する地方交付税補填額が1,817億円である。

ふるさと納税寄附金制度は非常に興味深い仕組みではあるものの, さまざまな水平的・垂直的財政外部性をまき散らしていることは否定すべくも

¹⁸⁾ 伊藤(2022c)では、2020年度のデータを用いて1,741市区町村における歳入と「元歳入」を比較している。「元歳入」とは、歳入からふるさと納税受入額を引いて個人住民税控除額を足したものである。これによると、人口1人当たり「元歳入」のジニ係数は0.308であるが、現状の人口1人当たり歳入のジニ係数は0.312である。

ない¹⁹⁾。都道府県・市町村に対する従来の寄附税制との整合性を図りながら、ふるさと納税寄附金制度の抜本的見直しに早急に取り組んでいくことが望まれる。

[文献]

- 伊藤敏安 (2020), 「市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか?」, 『修道法学』, 第43巻第1号. pp. 59-107.
- 伊藤敏安 (2021), 「ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か?」, 『修道法学』, 第44 巻第1号, pp. 19-49.
- 伊藤敏安 (2022a), 「ふるさと納税は地方交付税をどれほど毀損しているか?」, 『修 道法学』, 第44巻第2号, pp. 31-51.
- 伊藤敏安 (2022c),「ふるさと納税寄附金はどこからどこへ流れているか?」,『修道 法学』, 第45巻第1号, pp. 27-46.
- 上野美咲 (2021), 「ふるさと納税等の寄付・募金行為と地域活動に対する意識等との関連性に関する一考察」, 『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』, 第19巻, pp. 21-24.
- 木村高宏 (2021), 「ふるさと納税の計量的検討――2019年を例に――」, 『金沢法学』, 第64巻第1号, pp. 15-36.
- 佐藤 良(2018),「ふるさと納税の現状と課題」,『調査と情報』,第1020号, pp. 1-10.
- 佐藤 良(2021),「ふるさと納税の現状と課題――返礼品競争への対応と残された課題――」, 『調査と情報』, 第1117号, pp. 1-12.
- 末松智之 (2020), 「ふるさと納税の返礼率競争の分析」, PRI Discussion Paper Series, No. 20A-04, pp. 1-24.
- 高橋勇介,要藤正任,小嶋大造(2019),「ふるさと納税制度の利用者の属性と要因分析——一般的な「寄附」との比較からの検証——」,『経済政策ジャーナル』, 第16巻第1号,通巻第81号, pp. 14-27.
- 冨田武宏 (2017), 「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」, 『立法と調査』, No. 386, pp. 88-100.
- 西村慶友,石村知子,赤井伸郎(2017),「ふるさと納税(寄付)のインセンティブ

¹⁹⁾ ふるさと納税寄附金制度の課題に関する幅広い議論として冨田 (2017), 佐藤 (2018), 深澤 (2019), 佐藤 (2021) など, 水平的財政外部性の問題については深澤 (2019), 末松 (2020), Fukasawa *et al.* (2020), 垂直的財政外部性の問題については深澤 (2019), 伊藤 (2022a) を参照。

に関する分析——個別自治体の寄付受け入れデータによる実証分析——」, 日本 地方財政学会編『"地方創生"と地方における自治体の役割』, pp. 150-178.

- 深澤映司 (2019), 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」, 『レファレンス』, 通 巻第818号, pp. 53-79.
- 宮本由紀, 宮野充裕 (2019),「返礼品がふるさと納税件数に及ぼす影響——東海 3 県の市町村データを用いた分析——」,『都市情報学研究』,第24号,pp. 19-28.
- 武者加苗 (2019),「北海道内市町村におけるふるさと納税受入額の決定要因分析」, 『札幌大学総合研究』, 第11号, pp. 49-57.
- Fukasawa, Eiji; Fukasawa, Takeshi; Ogawa, Hikaru (2020), "Intergovernmental competition for donations: The case of the Furusato Nozei program in Japan", *Journal of Asian Economics*, Vol. 67, pp. 1–14.
- Yamamura, Eiji; Tsutsui, Yoshiro; Ohtake, Fumio (2017), "Altruistic and selfish motivations of charitable giving: Case of the hometown tax donation system in Japan", *ISER Discussion Paper*, No. 1003, pp. 1–26.